

かざぐるま練習運営ガイドライン

令和2年6月28日

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染予防及び同ウイルス感染者が発生した場合の感染拡大防止のために、練習を運営する上で順守すべき項目を定めるものとする。

(ガイドライン実施体制について)

1 実施体制は以下の通りとする

管理者：阪口剛、練習運営者：今泉聡介・渡邊庸平

(会場環境について)

2 練習時の人と人の間隔は原則として2メートル（最低1メートル）以上離れ、対面ではなく横並びや背中合わせ、対角線上に配置することを基本とする。また対面になる場合は4メートル以上離れることとする

3 換気については、窓・入口扉等の常時開放により可能な限り換気の向上に努めるとともに、窓等を閉鎖して練習を行うなどの場合は少なくとも30分ごとに5分～10分の換気時間を設ける

4 テーブル・椅子などの備品、ドアノブなど不特定多数の人が触れるものは、練習開始及び終了時に除菌シート等により消毒を行うこととする

5 会場の規定により本ガイドラインより厳しい条件が付与される場合には、当該条件を優先的に適用する

(出欠の管理について)

6 練習の出席は、団員が事前に予定を申告するものとする。申告結果に基づいて練習運営者等により項目2に沿って事前に立ち位置を定め、可能な定員の範囲で練習を実施する

7 出席者（以下、見学者及び団員の随伴者を含む）は事前に氏名・住所・直ちに連絡がとれる連絡先（電話番号等）を明らかにしておくとともに、同ウイルスの感染者または濃厚接触者になった場合は速やかに管理者に連絡をすることとする

8 出席者のうち練習報告を作成するものは、出席者を把握し記録することとする

(練習の参加について)

9 団員等出席を予定する者は、出席前に検温等により体調管理を行い、体調不良時には参加を控えるものとする

10 出席者は練習会場入場前に、アルコール・石鹼等により手の消毒を行うこととする

11 出席者はマスクを着用することとする。ただしやむを得ない事情がある場合に、フェイスガード等の飛沫拡散防止手法により代替することはその限りでない

12 出席者は会話をするとき、1メートル以上離れることとし、可能な限り正面に正対することを避ける

13 出席者は楽譜の貸し借りを行わない

14 出席者はスリッパを使用する場合は持参することとする

(飲食について)

15 飲み物は、出席者が自身で消費するものに限り持ち込みを可とし、ペットボトル、水筒等により供するものとする

16 食べ物は、原則として出席者が自身で消費するものを持ち込むこととし、複数人に供する場合は個包装等により菌の付着リスクが低減されたものに限られる。また、食事時には必ずアルコール・石鹼等により手の消毒を行うものとする

以 上

本ガイドラインは令和2年7月1日より当面の間、適用するものとする